

随意契約理由書

件名	ごみクレーンケーブルリール補修工事
契約の相手方	JFE エンジニアリング（株）大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
随意契約理由	<p>本業務は、ごみクレーンケーブルリールの巻取機能の復旧を目的としています。</p> <p>当該設備は、JFEエンジニアリング株式会社の固有の技術に基づいて設計・施工されたものであり、本業務の施工部分と既設設備とは密接不可分の関係にあることから、同一施工者以外のもに施工させた場合、既設の設備の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、上記根拠法令に基づき随意契約するものです。</p>
備考	

